

新潟県地すべり連絡協議会設置要綱

昭和44年9月22日制定
平成19年9月1日最終改正

(設置)

- 第1 新潟県における地すべり対策についての調査、計画、工事、管理、その他の事務について関係部課の連絡調整を図るため、新潟県地すべり連絡協議会（以下「協議会」という。）、新潟県地すべり地区連絡協議会（以下「地区協議会」という）を設置する。
- 2 地区協議会の所管は別表「新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表」による。

(組織)

- 第2 協議会は委員4名で組織し、委員には防災局長、農林水産部長、農地部長、土木部長をあてる。
- 2 協議会には委員長1名をおき、その選任は各委員の互選による。
- 3 地区協議会の組織、その他必要な事項は、本要綱に準じて地区協議会が別に定める。

(会議)

- 第3 協議会は、地すべり対策の基本方針を決定するため、必要の都度開催する。
- 2 委員長は、協議会を開催しようとするときは、原則として5日前までに協議事項、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。
- ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(幹事及び幹事会)

- 第4 協議会は委員に必要な資料の収集と軽易な事項について、関係部課の連絡調整を図るため幹事会を置く。
- 2 幹事会に幹事若干名を置く。幹事には防災局危機対策課長、農林水産部治山課長、農地部農地計画課長、農地建設課長、土木部砂防課長及び委員長の指名した関係課長をあてる。
- 3 幹事会は、必要な都度各幹事から申し出により開催する。

(幹事の出席)

- 第5 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に幹事を出席させ説明および資料の提出をもとめることができる。

(連絡員)

- 第6 幹事会に連絡員若干名を置く。
- 2 連絡員は、各幹事が所属の課員のうちから指名する。
- 3 連絡員は、各幹事の指揮をうけ必要な事務を処理する。

(会費)

- 第7 この協議会に要する経費は、関係部課が負担する。

(事務局)

- 第8 協議会の庶務は土木部砂防課において処理する。

(補則)

- 第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、協議会が別に定める。

(例 示)

新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1 この要綱は、地すべり対策の調査、計画、工事、管理、その他の事務について地すべり地域の農林、農地、土木の関係部課の地域機関相互間の連絡調整を図ることを目的とする。

(〇〇地区協議会)

第2 第1の目的を達成するため新潟県地すべり〇〇地区連絡協議会（以下「〇〇地区協議会」という。）を設置する。

(所管区域)

第3 〇〇地区協議会の所管区域は新潟県地すべり連絡協議会設置要綱別表「新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表」（以下「所管区域表」という。）による。

(構 成)

第4 〇〇地区協議会は所管区域に所在する県の地域振興局関係部（上越地域振興局妙高砂防事務所を含む。）、地区振興事務所の長を委員として構成する。

2 〇〇地区協議会に会長1名を置き、その選任は委員の互選による。

(会 議)

第5 〇〇地区協議会は、〇〇地区の地すべり対策の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、関係地域機関相互の連絡調整を図るため必要の都度開催する。

2 〇〇地区協議会の協議事項のうち、必要事項について新潟県地すべり連絡協議会に報告しなければならない。

(幹事)

第6 〇〇地区協議会は円滑な運営を図るため、必要に応じ幹事を定めることができる。

2 幹事は、各委員の指揮をうけ必要な事務を処理する。

(会 費)

第7 この会議に要する経費は地域振興局関係部（上越地域振興局妙高砂防事務所を含む。）、地区振興事務所で負担するものとする。

(事務局)

第8 〇〇地区協議会の事務は、その地区の国土交通省所管地すべり防止区域を管理する地域機関が担当する。

(細部事項)

第9 この要綱に定めるもののほか〇〇地区協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(別 表)

新潟県地すべり地区連絡協議会所管区域表

地区協議会名	所 管 区 域
村 上地区連絡協議会	村上市、岩船郡
新発田	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新 津	新潟市（のうち旧新津市、中蒲原郡小須戸町）、五泉市
津 川	阿賀町
三 条	三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村
長 岡	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町、川口町
魚 沼	魚沼市
十日町	十日町市、津南町
南魚沼	南魚沼市、湯沢町
柏 崎	柏崎市、刈羽村
上 越	上越市、妙高市
糸魚川	糸魚川市
佐 渡	佐渡市
新 潟	新潟市（旧新津市、中蒲原郡小須戸町を除く）